

Title	ワイマール体制下におけるドイツ独占資本とユンカー： B・ブフタ「ユンカーとワイマール共和国： 一九二八年から一九三三年にかけての東部援助の性格とその意義」を読んで
Sub Title	The German monopoly capital and the Junker in the Weimar Republic : on "Die Junker und die Weimarer Republik, Character und Bedeutung der Osthilfe in den Jahren 1928-1933, 1959, Berlin, by B. Buchta"
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1961
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.54, No.9 (1961. 9) ,p.800(68)- 817(85)
JaLC DOI	10.14991/001.19610901-0068
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19610901-0068">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19610901-0068</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## ワイマール体制下におけるドイツ独占資本とユンカー

六八 (八〇〇)

B・ブフタ「ユンカーとワイマール共和国——一九二八年から一九三三年にかけての東部援助の性格とその意義」(Bruno Buchta; Die Junker und die Weimarer Republik, Character und Bedeutung der Osthilfe in den Jahren 1928—1933, 1959, Berlin)を讀んで

## 飯田 鼎

一九六〇年六月十九日、日米安全保障条約の改訂が、全国的な抗議運動と抵抗にもかかわらず、岸内閣の汚れた手によって通過せしめられ、わずか一年後の今日、再び政治的暴力防止法案をおし通そうとたくらむ池田内閣は、その反対のためにもり上った大衆運動にたいし、権力的な威圧を加えつつある。いくら抗議してもどんなに抵抗しても無駄ではないか、結局政府・自民党が勝つではないか、われわれの運動は果して実を結んでいるのだろうか。われわれは敗北しているのではないか、いったい社会党や共産党は何をしている

のか、このままゆけば、またもとの軍国主義時代の日本が再現されるのではないか。こうした不安と焦燥感、日本の政治を冷静に眺めるほどのものならば、誰の胸中にも去来しているであろう。だがもっとも警戒しなければならぬことは、このような空虚な敗北感や焦燥に負けて、問題の本質を忘却の彼方におしやってしまうことである。すなわち、すでに沈滞と不安、熱狂と焦慮、はては責任のなすり合いとも思われる分裂的傾向が濃厚となってきたからである<sup>1)</sup>。ヒステリー症状とニヒリズムが、大衆運動の中核ともなっている学生やインテリゲンチヤの指導者のなかに、かなり浸潤しはじめていることはまことに遺憾であるといわなければならない。われわ

れは、彼らだけを譴めることには反対であり、純真なこれらの青年たちをそうした絶望に追いやった責任は、根本的には、良心を失い果てた政治家に、一部は前衛政党内、そして他の一部は、彼らともっとも密接な地位に立つ大学の教師の側にあることを認めるに吝かではない。それにもかかわらず、彼らは、つぎの二つの点を自覚しないことにおいて決定的に誤っている。(一)焦慮と絶望をして責任のなすり合いからは何も生れないこと、むしろそれこそファシズムの温床であること、(二)学生運動の指導者たちの間において独占資本主義にかんする理論的分析がまったく不十分であり、科学的な研究がなされていないこと、従ってそのような非科学的な態度からは、正しい運動方針が生れるはずもないということである。

われわれは一体、現在どのような時点に立っているのだろうか。わが国の経済は、未曾有の好景気と繁栄とを謳歌しているように見えるが、果してただそれだけで、日本の資本主義の前途がバラ色の夢でみちあふれ、何の不安も破局もないと断言できるであろうか。こうした漠然たる疑惑をもたないひとは少ないであろうが、しかしそれにもかかわらず高度成長、好景気のかげの背後で、右翼勢力の黒い幻影と、やがて自衛隊の名のもとに、いわゆる「反共」の防波堤ともなるべき自衛隊の増強の事実、真剣に憤りを発する者は以外に少なくなっている。人民の権利を蹂躪し、歴史の流れに逆行しようとする勢力への憎しみを失い、むしろ沈黙を違ふようになつた民衆の前に、何が待ちうけているかは、いわずして明らかであ

ワイマール体制下におけるドイツ独占資本とユンカー

六九 (八〇一)

る。われわれは好景気・高度成長の幻想にとりつかれてはいないか。もしそうだとすれば、ナチスもまた好景気と完全雇用を実現したという事実をたいして、現在のわが国の政府が、ブリューニング、パーペン、シュライハーととくに区別すべき何物があるといえるだろうか。自衛隊、なるほどそれは国を防衛するものであって、侵略のための軍隊ではないというかも知れない。しかしそれならばドイツ国防軍もまた、その最初は十万を超えるか超えない程度の歩兵部隊にすぎなかったではなかったか。だがそれでも国内における反動勢力としてのユンカー・ブルジョア階級の支柱として、革命を圧殺するに充分な力を有していたところに大きな問題がある。

ひとはいうであろう。日本の右翼勢力は、かつてのそれと異なり組織的な力をもたず、従ってドイツの場合のように政治権力を奪取することはできないし、何よりも大衆運動の昂揚と、国際状況としての民主主義擁護の運動の拡大によって、反動勢力の権力掌握は阻止されるであろう。しかしわれわれは、このような楽観的見解に簡単に賛成するわけにはゆかない。シャイラーの「第三帝国の興亡」を讀む者は、アドルフ・ヒットラーを生み出したドイツ的基盤は、たんにヒットラー自身の個性、その煽動家としての才能、魅惑的な雄弁などに還元しうるものではなく、むしろ一九一八年のドイツ革命の失敗後、右翼社会民主主義者の反動化のもとで、その反動化のテンポに即応して次第に形成されていった事実を讀みとるであろうし、ナチスの支配は、それを準備したものと当然来るべ

くして来ったものである。日本の第二次大戦後の政治の推移をみてみると、第一次大戦後のドイツ現代史とあまりにも似ているのにおどろかされるであろう。

ここでわれわれは、日本のファシショ化に抵抗するものとしての大衆運動の強さを考え、その分裂をおそれるのであるが、最近の大衆運動における微妙な対立は、ひとつには安保改訂以後の前衛政党にたいする不信感と、敗北感・挫折感の上に立っているし、何よりも悪いことは、学生運動の主流をひきいる指導者（学生の）が、前衛政党とことさらにおのれを区別しようとする傾向である。前衛政党の指導の誤謬を等閑に附してよいというのではない。むしろそれが大きな誤まりを犯し、その失敗の教訓が充分に生かされていないからこそ、共産党は大衆の支持がえられず、議会政党としての存在をようやく保っているにすぎないし、また社会党は容易に三分の一の壁を突き破れないのである。前衛政党の理論的誤謬や指導性の欠如は、労働者、農民、インテリゲンチヤ、学生層などの広はん大衆運動の統一の過程のなかで正されるべきであるし、これと別個に大衆運動において学生だけの分派を形成することは、学生固有の要求を獲ちとろうというのであればともかく、そうでなければそこからは何もかも生れてはこない。むしろわれわれは、このような日本の学生運動の極左的偏向の現状をみると、第一次世界大戦前に組織され、主としてリーブクネヒト等の左翼的な大衆運動として結集した青年運動（労働者および学生をふくむ）が、ドイツ革命の失敗

とワイマール共和国の崩壊過程のなかで、どのような運命を辿らなければならなかったかを考えないわけにはゆかない。<sup>(4)</sup> ヒットラー・ユーゲントと呼ばれたナチスの青年運動、ナチス親衛隊や突撃隊も、こうした左翼青年運動の分解のあとに、その勢力を吸収して膨脹したものであったことを知るとき、敗北感・挫折感に酔うかの如き彼らの言動は、すでにニヒリスティックな精神状態を感じしめるし、彼らの方向が、ファシズム支配の直前ともいべき一九三〇年代のドイツ・インテリゲンチヤのむだな感傷、ペンシズムとして無力感を漂わしているといっても過言ではない。

もちろんわれわれは、さきにもべたように、日本の民主主義を破壊するものが、ほかならぬ独占資本とその利益を忠実に代弁する保守政党であり、右翼社会民主主義者が、その反動化の一翼を担っているという基本的な問題を忘れて、徒らに責任をなすり合い、民主主義を擁護しようとする勢力の分裂を促進させることが、いかに危険であるかを肝銘しなければならぬが、それは同時に、共産党および社会党を中心とする革新政党の統一行動の方向にむかって、世論をたかめてゆく以外に途はないことを知らなければならぬ。

ワイマール共和国！世界の歴史に類例のない完全な、いわば理想的なブルジョアの憲法をもって、一九一八年のドイツ革命以後、はじめられたこの共和国が辿った「栄光から汚辱へ」の途を、このわれわれの祖国が、いままさに歩もうとしているかにみえるとき、社会科学に志す者は、歴史の教訓に鑑み、言論をもって、必要な場合

には何らか適切な行動をもって、民主主義の危機に対処し、為政者に警告を発することは、その当然の責務でなければならない。

だがそれについても、考えなければならぬことは、最近におけるナチス研究の動向が、主としてアドルフ・ヒットラーといういわばエキセントリックな人物の宿命的もしくは悪魔的ともいべきその性格・行動力・思考様式および権力欲などのなかに解消させられてしまふ傾向であり、いまひとつはその結果としてワイマール共和国自体を理想化・偶像化することによって、それが体制的にはらんでいた諸矛盾を見失ってしまう危険性である。前者については、いわゆる政治力学的な思考方法によるだけでは、ナチズム支配の根本的な原因をつきとめることはできないし、また後者については、ワイマール体制下における独占資本とユニカーとの関係、すなわちドイツ帝国主義の本質を究明しようとする努力なしには、問題の解決にはならないということである。

ここに筆者が批判的な意図のもとにとりあげた「ユニカーとワイマール共和国」と題するブフタの研究は、以上に指摘したように、われわれのおかれた立場をして問題の重要性からみて、当然とらへるに値するし、ともすれば公式主義的な傾向に流れ易いドイツ民主共和国の研究のなかにあって、ニヒトワイス等の研究などとともに、きわめて高い学問的価値をもっているといえるであろう。

(1) 清水幾多郎「安保闘争一年後の思想」中央公論七月号。

ワイマール体制下におけるドイツ独占資本とユニカー

(2) このようなニヒリスティックな精神状態、その独善的・自己陶酔的ムードは、劇団新演第六回公演、六・一五記念公演「日本の夜と霧」—「エビローグのある四幕」に象徴的にあらわれている。

(3) William L. Shirer: The Rise and Fall of the Third Reich, 1960. 井上勇訳「第三帝国の興亡」(創元社) 三田学会雑誌一九六一年七月号拙稿(書評)参照。

(4) といっても、われわれは反ファシショ運動に挺身した青年たちが全くいなかったといっているのではない。こうしたレジスタンスの物語は、いまようやくあつたわけがある。筆者が入手したものは、Isle Krause; Die Schumann-Fingert-Kresse-Gruppe, Dokumente und Materialien des illegalen antifaschistischen Kampfes (Leipzig—1943 bis 1945, 1960, Dietz). Ursula Puls; Die Bästlein-Jacob-Abshagen-Gruppe, Bericht über den antifaschistischen Widerstandskampf in Hamburg und an der Wasserkante Während des zweiten Weltkrieges, 1959, Dietz. Gertrud Glondajewski und Heinz Schumann; Die Neupauer-Poser-Gruppe, Dokumente und Materialien des illegalen antifaschistischen Kampfes (Thüringen—1939 bis 1945) 1957, Dietz.

(5) シヤイラーの研究にもそのような傾向がみられるが、フラン・ノックの「アドルフ・ヒットラー」(邦訳、みすず書房)などは

その代表的なものである。

## 二

この研究は、一九二八年から一九三三年に至るワイマール共和国の末期、ユンカーとブルジョア階級との妥協と均衡の上に立った大統領ヒンデンブルクのもとでの東部援助（ヒンデンブルクの利益を擁護するための政策）の実態およびその意義を克明に追究したものであり、つぎのような内容から成っている。

### 序言

- 一、歴史的な展望と批判。
- 二、ドイツ帝国主義の体制におけるユンカーの立場。
- 三、最初の東部援助としての一九二八年から一九二九年にかけての東プロイセン援助とその実際的な実施。
- 四、世界恐慌の時期におけるドイツの経済的政治的な状況の諸特徴と、ブルジョアジーとプロレタリアートとの間の基本的な矛盾の尖鋭化。
- 五、一八三一年三月三日の東部援助法にもとづく第二次東部援助。
- 六、東部援助とブリュニング政府の打倒。
- 七、政治的危機の激化と東部援助にまつわる不正事件とドイツにおけるファシズムの権力掌握。
- 八、概括。

しても、レーニン以来の古典的な帝国主義史研究においては、たえずイギリスとドイツの場合のするどい対照が意識されてきたものであって、イギリスは純粋な形において資本主義が発展したのに反し、ドイツはしばしば封建的残滓に色濃く彩られていたという見解が一般的に認められてきた。その故に、帝国主義の現実的基盤としての産業資本の金融独占資本への推展とその形成過程も、イギリスと異なった形をとらざるをえないことはいままでもない。その場合つまり資本主義の先進性・純粋性・正統性（経済的自由主義）を基調とするイギリスにたいして、資本の集中ないし集積をおしすすめるとの株式会社制の採用、金融資本の産業にたいする強い支配のみられたドイツを、資本主義の後進性・非純粋性・特殊性とし、その上で、帝国主義を規定する典型をドイツに求めることができるとする理論をめぐって、現代資本主義ないし国家独占資本主義論と呼ばれる分野で活潑な論議が展開されているが、わたくしはこの機会に、この問題にかんする素朴な疑問を提出しておきたいと考える。そしてこれによって、何故に筆者が、プフタのこの研究に、特別の関心をもつに至ったかが明らかにされるであろう。

まずわれわれは、イギリス資本主義の発展にたいして、ドイツ資本主義の発展とその性格形成を特殊であるとする場合、特殊性とか後進性という範疇を、つねに純粋なものもしくは先進的なものを想定することによって、その両者の比較対照という形式において把握されていることに注目すべきであろう。しかしイギリスの資本主

ワイマール体制下におけるドイツ独占資本とユンカー

すでに指摘したように、ドイツ革命から一九三三年のナチスの権力までのワイマール共和国のはらむ体制的な矛盾について、いわゆる政治的力学的な見方や、すべてをヒットラーの謀略に帰せしめることが、理論的ではないとすれば、問題の本質に肉迫すべきより確実な接近方法は、ドイツ独占資本の一九二〇年代以後における復興の過程において、国際的な資本とリわけアメリカ独占資本の果たした役割が当然問題とされなければならないのだが、その場合ドイツ独占資本主義の諸特徴とは一体何であるか。いうまでもなく、資本主義が金融資本による産業の独占的寡頭支配の時期に帝国主義段階に到達したとき、その基本的諸特徴を、レーニンはつぎの五つに分けている。すなわち、(一)経済生活のなかで決定的役割を演じている独占を創り出したほどに高度の発展段階に達した生産と資本の集積、(二)銀行資本と産業資本との融合と、この「金融資本」を土台とする金融寡頭制の成立、(三)商品輸出と区別される資本輸出がとくに重要な意義を獲得すること、(四)国際的な資本家の独占団体が形成されて世界を分割していること、(五)最大の資本主義的諸列強による地球の領土的分割が完了していること。帝国主義とは、独占と金融資本との支配が成立し、資本の輸出が顕著な意義を獲得し、国際トラストによる世界の分割がはじまり、最大の資本主義諸国による地球上の全領土の分割が完了したというような発展段階における資本主義である。

しかし帝国主義一般の標識は、レーニンのように規定されうると

義が先進的であり、階級分解の進行過程が、あるいはまた資本の蓄積過程が、典型的であったとしても、それだからといってイギリス資本主義が、われわれが頭のなかで描くような形において純粋であるかどうかは疑問であるし、同様に、ドイツの資本主義の特殊性、ドイツの産業資本主義段階から金融独占資本主義段階への推移の過程の特異性、すなわち帝国主義段階のドイツ資本主義の特殊性を、後進性の名のもとにたえずイギリスとの比較においてのみ把握しうるかどうかを考えることは必ずしも正しくないのではなからうか。純粋な資本主義というものを想定した場合には、イギリスもドイツもともに特殊なのであり、この両者の特殊性は、それぞれ純粋な資本主義にたいして異なる意味において特殊であるのみならず、二つの資本主義がその成立の諸条件にきびしく制約されているという意味において特殊なのである。すなわち、云いかえるならば、イギリスの資本主義にたいして、ドイツの資本主義の場合には、その両者の比較もしくは純粋な「型」の想定の上に立つ比較対照という形において特殊性が析出されるというのならば、比較対照をまったくぬきにしてそれ自体のなかに特殊性が普遍性と離れがたく結びついていくということを認めないわけにはゆかない。そしてこのことは先進的・典型的であって、しばしば資本主義の純粋な「型」に近い、あるいはそういうものに近づきつつあるといわれるイギリスの場合もまた例外ではありえない。なぜなら、あらゆる事物における特殊性と普遍性と、二つの側面および相互の結びつきを発見し、ある事物

とその他の多くの事物との相互の結びつきを発見することこそ、本質に接近するより確実な途であると考えるからである。

そこでワイマール体制の崩壊期におけるドイツ独占資本の役割を考へるとき、第一次世界大戦後のドイツ独占資本の再編成の過程を分析するならば、さきに指摘したように資本主義の復興において果たしたアメリカ独占資本の役割が問題となる。一九二〇年代から一九三一年の金融恐慌をへて、一九三三年ヒットラーの政権掌握までの間、ドイツ独占資本は、ドーズ案による重い賠償の支払いという条件のもとで、「産業合理化」による国際競争力の強化をはかるため、いわゆる「合理化政策」による独占体の擁護、すなわち鉄鋼・電気化学などの重工業部門における強化および再編成を達成したのであって、この意味では、ドイツ資本主義は、アメリカ資本主義の従属下に立つという注目すべき特徴をもっていた。そのためにもまた、賠償の支払いの負担、そのための産業合理化、不足しがちな資本調達のアメリカ資本への依存、その結果として、外債の支払いのための輸出の強化の必要性、そのためにはさらに高度の合理化を余儀なくされるというように、絶えざる矛盾の悪循環に悩み、こうした現象がやがてドイツ・ブルジョアジーをして国際競争力に強めるために、社会政策を無用のものと感ぜしめるに至った。共産党・社会民主党を中心とする左翼運動の激化、一九二三年に至って頂点に達した破壊的なインフレーションによって激化せしめられた恐慌状態はやがてファシズムを醸成せしめる政治的経済的基盤であるのだが、

もつとも問題とすべきはこうした独占資本の政策としてのファシズム的な運動や思想が、ドイツやイタリアの場合、実にブルジョア・デモクラシーの破壊を通じて政権を支配しえたという事実であつて、ドイツ独占資本の特殊性は、実にこのファシズムとの関係においてこそ追求されるべきである。もしそうだとすれば、ワイマール体制下のいわゆるドイツ独占資本の復興と再編成の過程、その相対的安定期の終焉から大恐慌の勃発のなかでその勢力を増大してゆくファシズムの支柱としての役割を果たしたユンカーの勢力を無視することはできない。すなわち一九二〇年から三〇年代にかけてのドイツ独占資本の特殊性を追求する場合に、ユンカーの存在は、他のいづれの独占資本主義にもまったく見られない現象であつて、ドイツ帝国主義そのものの本質にかかわる問題であることを認識するであろう。ワイマール体制下におけるドイツ独占資本は、アメリカを中心とする国際的な独占資本の支配と制約にみられるように、独占資本主義一般の諸法則の貫徹をうけながら、同時にドイツに固有なユンカー的・ブルジョアの帝国主義であつたという点にこそ、のちのファシズム支配につながる重要な問題が胚胎するのである。

(1) レーニン「帝国主義論」宇高基輔訳、一四五—一四六頁(岩波書店)。

(2) この問題については宇野弘蔵氏を中心とする人々のいわゆる「宇野理論」が目立っている。雑誌「思想」一九六〇年七月号

野弘蔵「経済学における原理論と段階論」、同一二月号長坂聰戸原四郎「帝国主義論と現代資本主義」参照。

(3) 毛沢東「実践論・矛盾論」松村・竹内共訳一四—一五頁。

### 三

フリードリッヒ・エンゲルスは、一八七〇年代のユンカーについて、非常に興味深い描写をしている。

「大土地所有は、ごく少数の富裕な貴族と、エルベ河以東の旧プロシア諸州にもっとも密集して住んでいるたくさんの中地主との手の中にぎられている。全階級を多かれ少なかれ支配しているものは、またこのプロシアのユンカーたちにはかならない。彼らは彼らの所有地を大部分管理人にまかせて耕作させているかぎりでは、彼ら自身農業経営者であるが、同時に非常にしばしば、彼らは火酒醸造場、甜菜糖製造工場の所有者でもある……」

このようなユンカーの社会的経済的地位は、第一次世界大戦後、ドイツ革命によつても、いささかも動揺せしめられることがなかつたのであろうか。

プフタによれば、このプロイセン・ユンカーとブルジョアジーとの妥協抱合の上に立つドイツ帝国主義は、一八六六年から一八七一年にかけてのドイツ帝国形成期に形づくられたものであるといわれる。「ドイツ帝国が、議会主義的な形態こそそそがえていたが、実は封建的な残滓にいろどられ、ブルジョア階級によつて影響をうけた官

ワイマール体制下におけるドイツ独占資本とユンカー

僚的な機構によつて政治的に支配された軍国専制主義(Militärisches Posthaus)であつて、大土地所有者およびその子弟が、軍隊においては高級士官の地位を、政治家としては保守党の支配的なポストを掌握し、国家機構の中核ともいべき官僚制の中核となつていたところに、ドイツ帝国主義の特異性がみられた。そしてこのユンカーの支配的な地位は、一九一八年のいわゆるドイツ十一月革命以後も、まったく揺ぐことなく存続することができたというのである。もちろんユンカーもしくは土地貴族といつてもその規模は様々であり、ここでわれわれがもっとも関心を抱くのは、耕作面積一〇〇ヘクタール以上の大土地所有者であることはいふまでもない。

第一表は、一九二七年、ベルリン統計局(Statistisches Reichsamt Berlin)発行の「経済と統計」(Wirtschaft und Statistik)にのせられているものであるが、これによれば、もつとも興味深い事実は、一〇〇ヘクタール以上の経営規模をもつ一八、七〇〇の大農場が、全農耕地の二〇・二パーセントをしめ、二ヘクタールという零細経営が三〇〇万もあり、しかもわずかに全耕地面積の六・二パーセントしかしめていないことである。著者によれば、ワイマール体制下におけるユンカーの勢力を正しく評価するためには、こうした経営規模におけるいちじるしい差、たとえば、大農業経営もしくは大農場に属するとみられる二〇ヘクタール以上の経営の数が、全体の四・三パーセントしかしめていないのに、全耕地面積の四六・六パーセントをしめるといふように、農業経営における大土地所有

マール体制という相対的安定期のきわめて特徴的な事実ではなかつたろうか。

ドイツ独占資本とユンカーとの関係は、しばしばユンカーのブルジョア階級にたいする支配の強化、ドイツ資本主義は、ブルジョア的・ユンカー的帝国主義ではなく、ユンカー的・ブルジョア的帝国主義として特徴づけられるのであるが、わたくしはここで著者フタタをも含めて、従来のドイツ帝国主義にかんする通説に批判を加え、新たにひとつ問題を提起したい。つまりドイツが独占資本主義段階におけるユンカーの役割を、あくまでもブルジョア階級にたいして主導的なものとみる見解が一般的であるが、果してこれは正しいといえるだろうか。ユンカーの勢力と支配が、軍隊・官僚・政治機構のなかに牢固として抜くべからざるものがあり、金融資本と密接に結びついていたという事実は明らかであり、著者もユンカー保護のための国家による特殊団体、「帝国農業同盟」(Reichslandbund) およびグリーンネ・フロント (die Grüne Front) の建設などを通じて、農業開発銀行との結びつきなどを具体的に指摘している。しかしユンカーとブルジョア階級との結びつきを問題にする場合に、ひたすらユンカーのブルジョア階級にたいする支配の面を強調し、ドイツ帝国主義の性格を、すぐれて「ユンカー的」なものとして評価しようとするのは、一体どのような根拠によるのであろうか。ドイツ帝国主義の支柱としてのユンカーと、ブルジョア階級との間には協力関係のみならず、当然相矛盾する要素もあつたわけ

第一表

耕作面積による経営規模 ha (ヘクタール)	経営数		耕作面積	
	絶対数	パーセン テ	ha(ヘクタール)	パーセン テ
2 ha 以下	3,046,302	59.5	1,588,298	6.2
2 ha から 5 ha 以下	894,453	17.5	2,924,051	11.4
5 ha から 20 ha 以下	956,155	18.7	9,158,434	35.8
20 ha から 50 ha 以下	174,155	3.4	5,076,709	19.8
50 ha から 100 ha 以下	25,670	0.5	1,691,920	6.6
100 ha から 200 ha 以下	8,902	0.2	1,240,986	4.9
200 ha 以上	9,769	0.2	2,918,907	15.3
合 計	5,115,406	100.0	25,599,305	100.0

者のしめる圧倒的な比重に注目する必要があることを指摘するのであるが、(S. 16) 同時に、ドイツのユンカーの特徴は、彼が土地貴族であるとともに産業の経営者であったことである。大資本家との間に密接な金融財政上の関係を有し、むしろそうした大土地所有者、ユンカーとの抱合妥協の上に、ホーエンツォルレン帝制の熱烈な支持者ヒンデンブルクを戴き、それをブルジョア階級の支配の基礎を固めるのに利用したというのが、ワイ

で、たとえばユンカーによる独占的土地所有の結果として農業部門への資本の投入の阻止、従って平均利潤率の成立がさまたげられ、ひいては農業における生産力の発展が阻止されることを通じて産業資本の利潤をもそれに制約されるをえないうことのほか、とくに第一次世界大戦以後、ドイツにおいては工業と農業との間に、発展のはげしい不均等が目立ちはじめた。石炭、化学、鉄鋼および電気産業などの各部門にわたってコンツェルンが結成され、それは一九二九年当時、石炭の全生産額の六九パーセント、鉄鉄の六九パーセント、粗鋼の四三パーセント、電気産業の大部分をI・G・ファルベンとシーメンズが独占するというように、資本の集中・集積が急速な勢いで行われたのに反し、農業部門は、工業における技術的革新とは対照的に、いちじるしい生産力の停滞をしめし、一九二三年に頂点に達したインフレーションによって、それまでに負っていた負債から完全に解放されたにもかかわらず、その後一九二四年から一九三一年および一九三二年の世界大恐慌期までにすでに一二五ミリリアーデン・マルクの巨額の負債に再び苦しめられることとなった。

結局こうした危機を回避するために、第一次大戦後金融資本は農業の運命にたいして大きな関心を払わざるをえなくなり、独占資本とユンカーとの結びつきは一層密接となり、その結果、一九二八年から二九年にかけての時期に、ドイツ国民党 (Deutschnationale Volkspartei) によって、最初の「東部援助」(erste Osthilfeak-

ワイマール体制下におけるドイツ独占資本とユンカー

が強行されるのであるが、このいわゆる「オスト・ヒルフェ」の目的としては、まず何よりも、農業危機の結果として独占資本のユンカーとの階級的結びつきの破綻、従って危機におとし入れられようとするドイツ帝国主義の救済であることはいうまでもないが、その背後には、負債増大のために農業危機が深刻化しその結果としての農民の離村、従ってユンカーの側からみれば負債による破産、抵当を失うことには競売という破局の脅威に加えて労働力の不足に悩まされることなどの現象が表面化したことによつていた。そしてまたブルジョア階級の側からみればユンカー経営の危機の結果として、国内市場の狭隘化、すなわち窮乏化した農民および労働者の購買力の減少をみるのみならず、農業部門に密接な関係のある工業、たとえば農業機具産業および肥料産業などに深刻な打撃をあたえることとなった。一九二四年から一九二七年までの相対的安定期のことも東ドイツの農業が、負債によつていかに苦境におちていったかを、次頁の第二表は示している。そしてとくに、五〇ヘクタール以上の中規模もしくは大規模経営において、ヘクタールあたりの負債が激増していることは、ユンカー的農業経営の深刻な危機を象徴している。と同時に、第一表においてすでに明らかになったように、二〇ヘクタール以下の経営が全体の経営数の九五パーセント以上をしめている結果、そのような小経営がその負債の六二パーセントをしめていることも注目すべき現象である。

金融資本から見離された小経営もしくは零細経営の農民は、その

(一) 男子自由労働者の時間賃金

本給	三四・〇〇	プエニツヒ	三四・〇〇	プエニツヒ
本給外	四・四五	〃	四・二一	〃
手当	三八・四五	〃	三八・二一	〃
全収入				

時間外給与をうける労働者および自由労働者は、農業労働者のなかでも、もっとも搾取された階層に属し、とくに一九二九年から一九三〇年にかけてのはげしい農業恐慌のなかで、彼らにのこされた抵抗手段として、農業労働者の逃亡という現象がみられた。つぎの第四表は、そのことを物語っている。そしてまた、その代りに、農業季節労働者がポーランドから移住せしめられる経済的地盤が存在したのである。

第四表

一九二七年	一二七九七
一九二八年	一四一一八
一九二九年	二〇九四二

以上において、いわゆる第一次

「オスト・ヒルフェ」を導き出すに至った背景について、プファの著作から説明を試みたわけであるが、ここで農業の危機、とくに一九二九年から一九三一年にかけての世界的な大恐慌のなかで、危殆に瀕したユンカー的農業経営にたいしてオスト・ヒルフェがおこなわれるのであるが、さきに問題を提出しておいたように、その場合の国家権力はもちろんユンカー階級とブルジョアジーとの苟合妥協の混合物であるとしても、ユンカーの独占資本にたいする関係は、一体どのようなことかということである。最初に、エンゲルスの言

第二表

企業の大きさ 農業経営 面積 (ヘクタール)	東ドイツ農業におけるヘクタールあたりの負債額(ライヒスマルク)			
	1924年 7月1日	1925年 7月1日	1926年 7月1日	1927年 7月1日
5~20 以下	206	263	284	332
20~50 以下	146	210	252	349
50~100 以下	122	206	252	348
100~200 以下	111	251	331	445
200~400 以下	121	283	373	445
400 以上	95	240	322	430

者アルヒーフ」に掲載された表である。

農場を高利貸の手に渡し、競売にふせられ、その数は東プロイセンにおいて、一九二七年に一四一であったものが、一九二八年には三〇四と二倍以上に増加したといわれる(De. 228)。

小経営における負債の増加、農業における深刻な危機は、そのまま農民および農業労働者にしわよせされ、賃金はますますおしきげられることとなった。つきにかかせるのは、一九三〇年三月発行の「農業労働

第三表

(一) 本給外手当をうける男子労働者の時間賃金

年代	一九二九・一二	一九三〇・一
本給	一〇・一二	八・六八
本給外	二六・七八	二五・五六
全収入	三六・九〇	三四・二四

葉に示されたようにユンカーは、統一されたドイツ、ビスマルクの支配ののち、反動勢力の牙城として、ブルジョア階級よりも抜んでドイツ帝国主義の支柱として支配的な力を有していたことは想像できるし、その影響はその後もお鞆固なものがあったであろうが、第一次世界大戦とその後におけるドイツ十一月革命の経験、また一九二〇年代におけるインフレーションの克服を通じての資本の集積集中、そしてそれによって独占資本を再編成したブルジョアジーは、むしろユンカーの手からドイツ帝国主義政策のヘゲモニーを奪取しつつあったのではなかつたか。いわゆるオスト・ヒルフェが行われたのはこうしたブルジョア階級によって代表される金融独占資本の要請のもとに、その利益を擁護するためにのみ行われたのであって、それをユンカーの国家機関、官僚機構もしくは軍隊においてしめる圧倒的な勢力に帰し、その圧力のもとになされたと解するのは、ドイツ独占資本の一八七〇年から五〇年以後の一九二〇年代における成長および変貌を具体的に正しく把握していない結果であるといわなければならない。すなわち著者プファにもこのような思想がみられるのであって、ここでわたくしは、当時のワイマル共和体制下のドイツが高度に発展した独占資本主義国であり、ユンカーがきわめて鞏固な経済的基礎を築きつつあったとしても、やはり独占的なブルジョアジーの自己的政治的同盟者としてのユンカーの地位を強化しようとする政策である以上、ドイツ帝国主義の推進者はユンカーに援けられつつ進む独占的なブルジョア階級であると考える

ワイマル体制下におけるドイツ独占資本とユンカー

べきではなからうか。要するにこの時期のブルジョアジーとユンカーとの関係は非常に複雑で、たんにユンカーといっても、単純な農業経営者とも異なり、当時の産業資本もしくは銀行資本などとさまざまな結びつきをもっていたと思われ、ユンカー的・ブルジョア的もしくはブルジョアの的・ユンカー的と呼ばれるドイツ帝国主義も、その段階の相異、つまり十九世紀の末期から二〇世紀初頭までと、第一次世界大戦後、ドイツ十一月革命以後ワイマル体制のもとにおけるそれとは、その帝国主義政策の遂行における両者の相互関係や結びつきおよび役割などは当然異なるざるをえないはずである。

以上のように一応筆者としての疑問を提出したのち、いわゆる「オスト・ヒルフェ」がいかにして行われ、それはどのような役割を果したかをみれば、東プロイセン援助の第一段階として一九二八年から一九二九年にかけては、つぎのようであった。

- (a) 一〇〇ヘクタール以上の各大地所有者にたいして……一九二八マルク。
- (b) 二〇ヘクタールから一〇〇ヘクタールまでの各大農業経営者にたいして……一〇五〇マルク。
- (c) 二〇ヘクタールまでの働く農民の各々にたいして四〇マルク。

これによっても、このオスト・ヒルフェが一体誰のために行われたかは明らかであろう。このような政策にたいして、ドイツ共産党が

第五表 東プロイセン援助にかんして承認された数および金額

経営の大きさの種類	1928年の国家委員の活動の開始以前から1929年5月31日まで		1929年6月1日の国家委員の活動の開始期から1930年12月31日まで	
	経営の数	クレジットの額	経営の数	クレジットの額
20 モルゲンまで	19	56,400 RM	8	20,900 RM
40 " "	188	495,150	97	290,900
80 " "	486	1,987,500	236	1,048,500
200 " "	855	7,558,800	484	3,570,200
400 " "	768	12,129,450	314	4,357,800
800 " "	520	15,965,600	167	4,300,550
2000 " "	445	28,498,400	77	3,649,500
2000 モルゲン以上	114	14,482,100	10	962,000
合計	3395	81,173,400	1393	18,200,350

第六表 百分比で示した企業グループの割合

経営の大きさの種類	1928年の国家委員の活動の開始以前から1929年5月31日まで	1929年6月1日の国家委員の活動の開始期から1930年12月31日まで
20 モルゲンまで	0.07%	0.1%
40 " "	0.6	1.6
80 " "	2.4	5.8
200 " "	9.3	19.6
400 " "	14.9	24.0
800 " "	19.7	23.6
2000 " "	35.13	20.0
2000 モルゲン以上	17.9	5.3
合計	100.0	100.0

はげしく反対したことはないが、共産党の反対は、すでにこのオスト・ヒルフェにみられた農民の移住政策にむけられたのである。小経営を成り立たなくすることによって、彼らの移住を奨励し、この結果獲得された土地を細分して売りさばくことにより莫大な利益を取得したのであって、たとえば、大土地所有者が広大な土地を独占することにより、その価格を釣り上げることは、当時一般的な現象であったといわれる。

しかし大土地所有者の援助に一方的に偏したオスト・ヒルフェは、大衆の憤激を買い、一九二九年三月および六月に、ポムメルンおよび東プロイセンにおいて、農民および労働者によるはげしいデモンストレーションが勃発し、またオスト・ヒルフェをめぐっての官僚とユンカーとのスキヤンダルなどが明らかにされたため、若干の修正が加えられ、オスト・ヒルフェは、借款抵当 (Umschuldungshypotheken) という形でおこなわれることとなった。

第五表および第六表をみると、プロイセンの国家委員の活躍中に、四〇〇モルゲン以上の大

土地所有の借款抵当についての割合は、七二・七三パーセントから四八・九〇パーセントにおし下げられ、八〇モルゲンまでの勤労農民の場合には三・〇七パーセントから七・五〇パーセントと二倍以上に増大し、八〇モルゲン以上四〇〇モルゲンまでの大農業経営者の場合には二四・二〇パーセントから四三・六〇パーセントとその割合を上昇せしめた。こうした「オスト・ヒルフェ」の政策的変更は、まず大土地所有者にはやや不利に、大農業経営者にもっとも有利に、そして農民にたいしてはもっとも不利に作用したところに、依然として変わることのない階級的な性格があるのだが、しかしワイマル体制下において、いわゆるオスト・ヒルフェがその最高潮に達したのは、一九二九年から一九三二年にかけての大恐慌の時であり、オスト・ヒルフェの計画にたいする金融資本の進出がもっとも意図的におこなわれたことが注目されなければならない。第四章および第五章においてはこの問題が克明に追求されている。ドイツの連合国にたいする賠償とオスト・ヒルフェとを密接に結びつけようとする大独占資本家、大銀行家であり、ライン褐炭取締役のパウ・シルバーベルク (Paul Silverberg) および巨大なドイツ印刷およびフィルム・コンツェルンの指導者であり、またドイツ国民党の議長を兼ね、且つクルップ財閥のかつての取締役であったフリーゲンベルク (Alfred Hugenberg) の主として独占金融資本の側からする「オスト・ヒルフェ」の案は、彼自身もまたユンカーの一員であり大土地所有者であったところのヒンデンブルク大統領のもと

ワイマル体制下におけるドイツ独占資本とユンカー

第七表 1913年の戦前の価格を100とした場合の農産物価格

農産物	1913年	1914年	1915年	1916年	1917年	1918年	1919年	1920年
豚	七六	一〇〇	一一四	一二五	一五二	一七七	二〇〇	二六六
牝牛	六六	一〇〇	一一四	一二五	一五二	一七七	二〇〇	二六六
バター	一〇〇	一一四	一二五	一五二	一七七	二〇〇	二六六	三三三
らい麦	一一四	一二五	一五二	一七七	二〇〇	二六六	三三三	四〇〇
えん麦	一一四	一二五	一五二	一七七	二〇〇	二六六	三三三	四〇〇
小麦	一一四	一二五	一五二	一七七	二〇〇	二六六	三三三	四〇〇
大麦	一一四	一二五	一五二	一七七	二〇〇	二六六	三三三	四〇〇
砂糖	一七七	二〇〇	二六六	三三三	四〇〇	五〇〇	六〇〇	七〇〇

産物価格の変動は、ユンカーを中心とする大土地所有者の利益のために保護関税もしくは農産物価格維持政策を通じて、彼らに有利に、従ってまた小経営者および農民に不利に調節されたことを物語っている。(第七表)

ここでもっとも注目すべ





む基本的な諸矛盾は、(一)社会民主党によって代表される組織された労働組合と、労働者階級の革命的勢力との矛盾、(二)ドイツ共産党と社会民主党との矛盾、(三)ブルジョアジーおよびユンカーとプロレタリアートとの矛盾、(四)ブルジョアジーとプロレタリアートとの矛盾、(五)ユンカーとブルジョアジーとの矛盾、こうした問題が考えられる。民主主義を擁護しようとする勢力とこれを打倒しようとする権力との間におけるはげしい闘争の過程のなかで、以上の諸矛盾が両者の関係に微妙な影を投じつつあったが、民主勢力が何故に敗退しなければならなかったかは、ひとつには、民主主義陣営の間に分裂や内紛が激化し統一戦線が失敗したことによっているが、やはりワイマール体制自体のなかに反革命的勢力としてのユンカーが、独占金融資本を支柱とするドイツ帝国主義の方向を左右する決定的な勢力として牢固として抜くべからざる勢力を保持していたことによる。

以上においてブフタの研究の主要な問題点を紹介し、筆者の帝国主義にかんする見解ものべておいたが、要するに帝国主義はあくまでも独占金融資本の政策であり、その限りにおいてドイツの場合、ユンカーが国家権力を媒介として根強い支配力・浸透力をもっていたのみならず、ブルジョアジーの利害と堅く結びついていたとしても、その性格をユンカーのブルジョアジー支配として把握することが果して妥当であるか、この点があくとも重要であり、ブフタの研究においても、この問題が解決されていないことを最後に指摘して

おこう。

そしていまひとつ、この研究を通じて、われわれが痛感させられる点は、いわゆる「新安保体制」と呼ばれる現在の日本において、独占資本と帝国主義との関係である。日本の独占資本の役割をどのように評価するか、帝国主義の理論的な分析の結果は、わが国が世界の帝国主義体制の一環として、次第に軍国主義復活への地ならしが、支配者層によって意識的につづけられ、極東における反共の防波堤として、アメリカの極東戦略の上に重要な地位をしめつつあることを物語っている。日本の独占資本は、独自の利害を感じ、アメリカの独占資本と相反する面をもちながら、アメリカ帝国主義の従属下にあることを認識しつつ、反動的な政策をおすすめてつあることは事実である。ブフタの研究は、あたかもその状況が、一九三〇年代のドイツと酷似している現在の段階において、われわれの権利を擁護するために、いかに闘うべきか、そのための理論を学びとるためのひとつのすべれた素材をわれわれにあたえてくれる。

- (1) マルクス・エンゲルス選集第十六巻「ドイツ史」(大月版)所収「歴史における強力の役割」四四七—四四八頁。
- (2) Wirtschaft und Statistik, herausgegeben vom Statistischen Reichsamt, Berlin, 7. Jahrgang 1927, S. 395. (Buchta, S. 19)
- (3) Die Verschuldung und Kreditlage der deutschen

Landwirtschaft in ihrer Entwicklung von der Währungs-

gsbefestigung bis Ende 1928, Bd. 12, Berlin, 1930, S. 35.

(Buchta, S. 36)

(4) Landerbeiterarchiv, Nr. 14, Jg., März 1930, S. 26 ff.

(Buchta, 40)

(5) Christian Krull; Die ostpreussische Landwirtschaft, Königsberg 1931, S. 28. (Buchta, S. 41)

(6) Buchta, S. 47.

(7) DZA, Merseburg, Rep. 87 B, Kredit Generalia, Bd. 6 fol. 222 fol. 231 (Buchta, S. 64~65)

(8) DZA, Potsdam, Büro des Reichspräsidenten, Akte

Nr. 332, fol. 139. (Buchta, S. 69)

(9) Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 52. Jg. 1933, S. 386—387. (Buchta, S. 70)

(10) Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 1931, S. 295, und 1933, S. 285. (Buchta, S. 71)

(11) マンハンの金属労働者の運動がドイツに及ぼした影響。Ulbricht; Zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, 1955, Bd. I, S. 498.)

(12) Reichsgesetzblatt I, 1931, S. 117 ff. (Buchta, S. 82)

——一九六一・七一—